

観光 DX による地域経済活性化に関する  
先進的な観光地の創出に向けた実証事業

公募要領

■公募期間

令和6年2月9日(金)～令和6年3月26日(火) 17:00(必着)

■質問期間

令和6年2月9日(金)～令和6年2月26日(月) 17:00(必着)

■問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 参事官(産業競争力強化)

連絡先: hqt-dx@ki.mlit.go.jp

注: 電子メールによりお問い合わせください。

電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

令和6年2月

- 本事業は、観光地・観光産業におけるデジタル化・DX の推進により①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化、④観光デジタル人材の育成・活用に寄与する先進的な観光地の創出につながるモデル(以下「先進モデル」という。)を構築し、稼げる地域の実現を目指す提案を求めます。
- 本事業終了後も、本事業で実現したモデル、サービス、技術及びシステム(以下「本事業の成果」という。)を継続的に活用・展開することを求めます。
- 本事業は、企業等(企業、大学、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)等をいう。以下同じ。)からなるコンソーシアムでの応募を基本としています。
- 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うもので、国内で既に実施されている取組と同様の取組は対象とならず、技術的に新規性のある取組や対象エリア・事業規模(連携事業者の範囲)等の拡大が見込まれる取組を対象とします。
- 採択にあたり合意した事項が行われない若しくは守られない場合、若しくは申請書類に虚偽の記載を行う若しくはヒアリング時に虚偽の発言をした場合等には、経費の全部又は一部が支払われないことがあります。
- 本公募は、令和6年度予算成立後、速やかに本事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。予算の執行は、令和6年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

## I. 観光DXによる地域経済活性化に関する先進的な観光地の創出に向けた実証事業の概要

### 1. 背景・目的

人口減少が進む我が国において、国内外との交流や幅広い経済効果をもたらす観光は、地方創生の切り札です。観光は、新型コロナウイルス感染症の影響により、長らく厳しい状況が続いておりましたが、水際対策の緩和等の措置を経て、回復の歩みを進めています。また、近年では、テレワークやオンライン会議が普及したことにより、ネットワーク環境やデジタルツールの利用環境の整備が進むとともに、国民の意識や行動の変化等が生じ、観光地・観光産業においてもデジタル技術を活用する機運がこれまで以上に高まっています。

このような状況において、観光庁では、DXの推進が観光地における課題の解決につながると考え、令和3年度から先進事例の構築に向けた実証事業等を実施しています。また、令和4年度は、「観光DX推進のあり方に関する検討会」を設置し、観光地・観光産業が抱える課題、解決の方向性、将来ビジョン、ロードマップ等について検討を行い、その結果を取りまとめました。

しかしながら、未だ観光地・観光産業においてデジタル化・DXの取組は十分に進んでおらず、また、取組を行なっている地域であっても、地域ごとに観光アプリ等の独自サービスを開発し、宿泊事業者等においてはPMS等を独自にカスタマイズするなど、地域間・事業者間での連携が進んでおらず、収益最大化を図れていない状況になっています。

このような状況を鑑みて、各地域・各事業者の個別最適の流れから、観光地・観光産業全体の収益最大化・最適化への転換を図るため、旅行者、DMO等の観光地経営を行う者、宿泊事業者等の地域内事業者に関わる課題の解決に資する先進モデルの構築に取り組む以下の事業を募集します。

## II. 募集内容

### 1. 応募条件

本事業の対象となる応募者は、次の全ての条件を満たす者としてします。

- (1) 本事業では、多角的な視点による地域課題の抽出・解決策の提示、地域等での合意形成・体制構築、デジタル技術の有効的な活用、事業の自走化・マネタイズ、デジタル人材の育成等の地域内外の連携による多様な取組を求めることから、原則、企業等からなるコンソーシアムでの応募であること。
- (2) コンソーシアムは、代表を決め当該機関が代表して応募することとし、本事業を遂行する責任を負うこと。
- (3) コンソーシアムの代表は、事業進捗や経費等についての十分な管理能力とリーダーシップを有していること。
- (4) コンソーシアムとして、本事業の目標達成及び計画達成に必要な組織、人員等を有し、参画する各企業等の役割が適切に分担され、明確化されていること。
- (5) コンソーシアムの中でサービス・システム等の開発の役割を担う企業等は、同様のサービス・

システム等の開発実績を有していること。

- (6) コンソーシアムとして本事業終了後も本事業の成果を活用した社会実装に向けた確度の高い計画とその実現能力を有していること。
- (7) コンソーシアムのいずれの企業等も予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (8) コンソーシアムのいずれの企業等も、国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (9) コンソーシアムのいずれの企業等も、過去3年以内に情報管理の不備を理由に観光庁との契約を解除されている者ではないこと。
- (10) コンソーシアムのいずれの企業等も、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

## 2. 募集対象事業

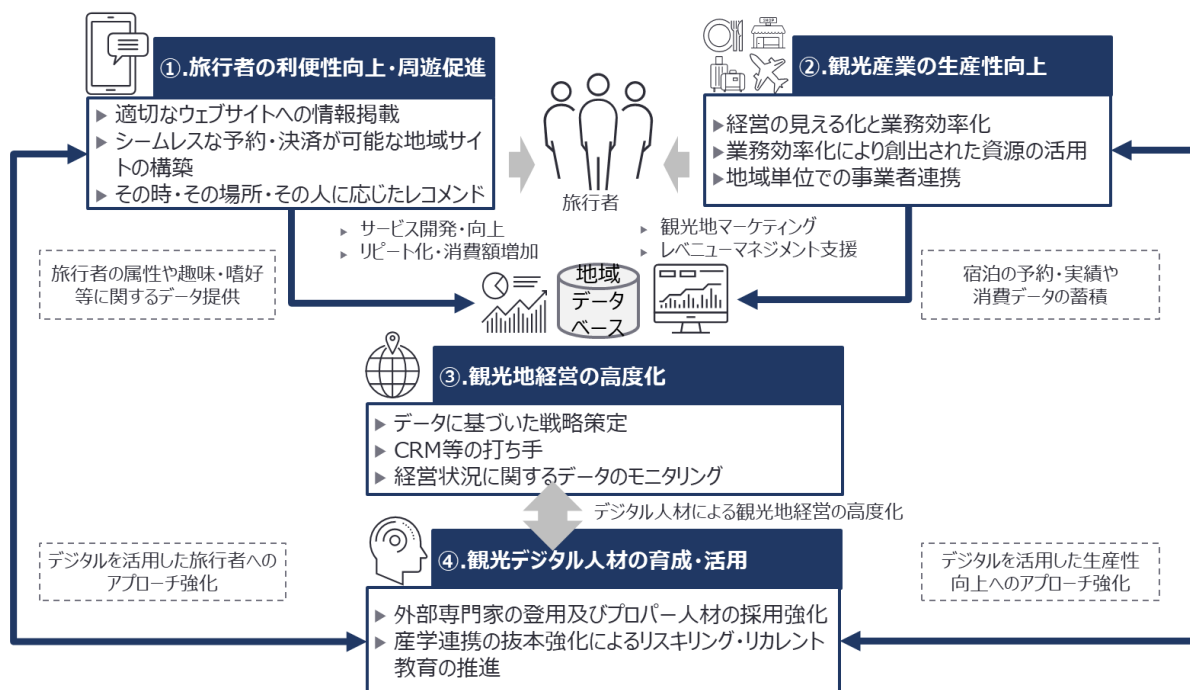
デジタル化・DXの推進を通じて、①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化、④観光デジタル人材の育成・活用に一体的に取り組み、旅行者の体験価値を抜本的に向上させ、稼げる地域の実現につながる先進モデルを構築するべく、以下の要件に合った実証事業を募集します。

### (1). テーマと求める事業

令和3年度より取組を進めてきた実証事業では、①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化を推進し、取組ごとに稼げる地域の実現につながる先進モデルを構築してきました。

令和6年度は、①～③の取組における個別最適化に加えて、④観光デジタル人材の育成・活用を含め、それぞれが有機的に連携することで、観光地・観光産業全体の最適化が図られることをテーマとしています。

具体的には①旅行者の利便性向上・周遊促進及び②観光産業の生産性向上から得られるデータを、③観光地経営の高度化にて集約し、④観光デジタル人材の育成・活用と連動した上で活用していくことで、旅行者に向けて地域の魅力と出会いの機会をこれまで以上に提供し、感動・愛着の醸成につながるような体験価値の提供に加えて、持続可能性の高い観光地経営、観光事業者における付加価値の高いサービス提供、労働環境の改善等の経営の変革を生み出すものです。



図：観光 DX 推進に向けた旅行者・観光産業・観光地・デジタル人材の有機的な連携

### ①旅行者の利便性向上・周遊促進

観光地においては、宿泊、交通（二次交通・MaaS 等を含む）、飲食、観光施設・体験アクティビティ等の旅行者が必要とする情報の発信や予約・決済機能をシームレスに提供することが、利便性向上や周遊促進を図る観点で重要です。そこで、本事業においては、こうした情報発信や予約・決済機能をシームレスに提供するこれまでにないようなサービスの提案を募集します。

また、近年は地域を訪れる旅行者も多様な嗜好性を持ち様々な体験を求めており、旅行形態も旧来型の団体旅行・パック旅行から FIT（個人旅行）・SIT（特定の興味や目的に絞った旅行）へと変化してきています。そのため、旅の満足度向上や消費額増大を図るためには、観光客の集中による過度の混雑への対応として、需要の分散・平準化に向けた地域の混雑状況の可視化、快適に周遊できるルートへの誘導、隠れた魅力等のレコメンドが重要です。そこで、本事業においては、画一的な情報発信ではなく、旅行者のデータや生成・対話型 AI 等を活用した「その時・その場所・その人に応じた情報のレコメンド」を実現するサービスの提案を募集します。

なお、上記にかかわらず、旅行者の体験価値を抜本的に向上させる、これまでにないサービスの提案についても対象となりますが、単にウェブサイトの構築・改修、プロモーションのための動画・XR コンテンツ・メタバース等の導入を行うものについては対象外となります。

### ②観光産業の生産性向上

観光産業の生産性向上に向けて、経営資源の見える化と業務効率化、業務効率化により創

出された資源の活用、地域単位での事業者間連携を通じて観光産業の高付加価値化に取り組むことが重要です。具体的には、デジタルツールの活用により、これまで把握することが難しかった業務の見える化を図り、経営の現状を把握した上で、従業員のオペレーションや予約・在庫管理等の業務の効率化によって、経営資源の適切な管理や効率化された経営資源の活用を図ることが大切です。また、地域単位での生産性向上に向けて、宿泊事業者間で予約状況や宿泊プランの販売価格等を共有し、地域内の受入可能状況に合わせたプロモーションや最適な販売価格の設定を行うことで、顧客と接点がある業務やより付加価値の高いサービスの提供を募集します。

また、特に体験アクティビティ事業者については次のような課題があります。

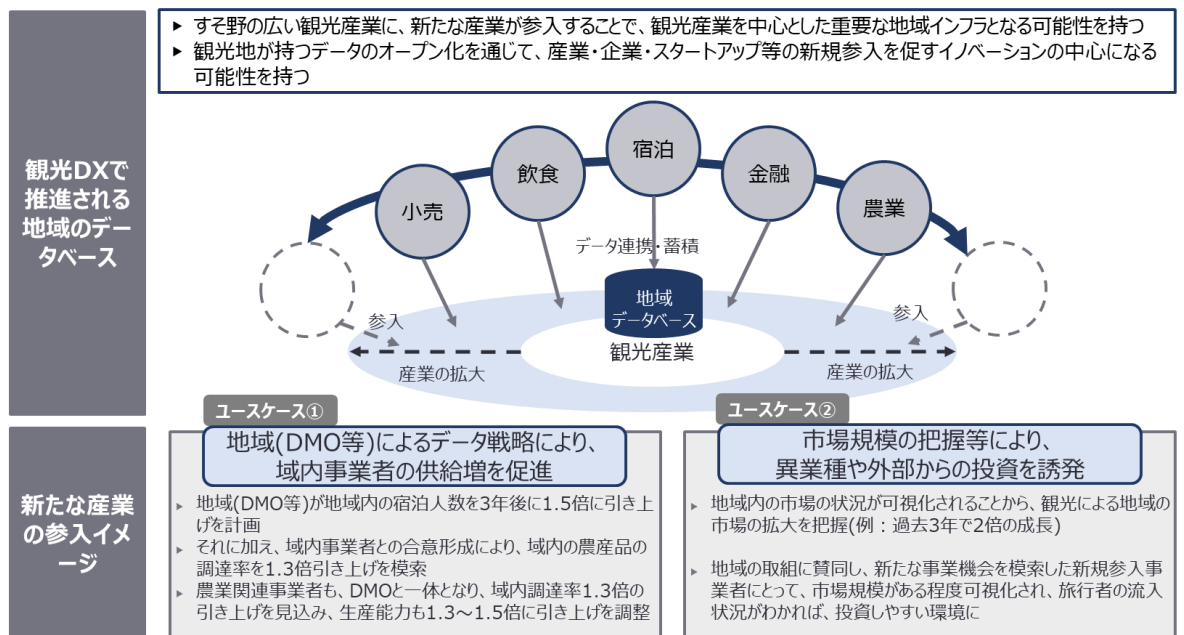
- ・体験アクティビティは実施日の直前に予約することが多いが、アクティビティの中には予約における締切が早く、旅行者にとって利便性が低いものがある。
- ・体験アクティビティについて予約を行う際に、ガイドの確保の可否等を確認するために、予約手続きが即座に完了しない場合がある。
- ・体験アクティビティ事業者は、営業日が不定期かつ少ない場合があり、旅行者が訪れる日に営業していない場合がある。

そこで、本事業においては、これらの課題の解決を図るため、例えば地域において体験事業者のアクティビティを集約し、情報発信やシームレスな予約・決済機能の提供を行う地域のブランドに適した一体感のあるサイトを構築し、データ等に基づきプロモーション等の販売促進やマーケティング等に取り組む提案を募集します。

### ③ 観光地経営の高度化

観光地経営の高度化においては、データに基づいた戦略策定、CRM等の打ち手、経営状況に関するデータのモニタリングを繰り返し実施することが重要です。そこで、本事業においては、DMO等の観光地経営を担う者が、①旅行者の利便性向上・周遊促進や②観光産業の生産性向上等の打ち手と有機的に連動した上で、収集したデータ(旅行消費額、旅行者の属性情報・満足度・嗜好、人流データ、予約・決済情報等)に基づき、CRMや地域内の旅行消費額の向上等に向けた観光施策を実施し、地域にデータが集積することが大切です。さらに地域に集積されたデータを活用し、データのオープン化等を通じて、産業・企業・スタートアップ等の新規参入や外部からの投資等によるイノベーションを起こし、地域活性化・持続可能な経済社会を実現する提案を募集します。

なお、単にCRMやDMPの構築・改善によるデータの収集のみに留まり、課題に対する打ち手や収集したデータの分析に取り組まないものについては対象外となります。



図：データの集積による地域のデータベース実現と観光地のデータ活用

#### ④ 観光デジタル人材の育成・活用

観光デジタル人材の育成・活用に向けて、外部専門家の登用、産学連携の抜本強化による教育の推進が重要です。具体的には、外部専門家を登用する際に、事業者やDMO等の経営層のデジタルツールやデータ活用における理解が進んでいることに加えて、経営・業務の先導・伴走で得たノウハウを地域内・企業内で蓄積することが重要です。また、近年、プロボノ・非営利団体等の専門的な知識を持つ人材が地域を訪れ、地域課題の解決に貢献するといった事例もあることから、来訪者と地域の多様な関わり方を意識した提案や観光関係者のデジタルリテラシー向上に向けて、リカレント教育等の学びの機会が用意され、組織内・地域内全体にDXに取り組む提案を募集します。

#### (2) 申請書記載事項

以下A)～D)が記載必須事項となります。

##### A)目指す姿

地域において、本実証事業や関連する事業等を通じて、将来、実現したい姿を示してください。

##### B)現状・課題

地域、テーマ、事業者等における外部環境や内部環境から、現状と課題を明らかにし、示してください。また、申請する地域が有する観光資源・これまでのDXに関する取組等を示してください。

##### C)解決策

地域が抱える課題、ターゲットが抱える課題等を解決し、地域が目指す姿に近づくために

必要な解決策・打ち手を示してください。また、他の地域における取組と比較して提案内容がどのような優位性を持つか示してください。

#### D) 事業ロードマップと本実証事業の位置付け

地域が目指す姿を実現するためのロードマップを明らかにし、その上で本実証事業が担う箇所を示してください。また、本実証事業の評価指標となる KGI・KPI を設定するとともに解決策との関係性を示してください。加えて、次年度以降の自走化に向けた計画や事業費の捻出方法についても示してください。

#### (3) 事業規模

本実証事業の規模(国費による部分)については、1事業あたり 85 百万円を上限と想定としていますが、採択件数の多寡や、採択過程において、有識者からのヒアリングの結果等を踏まえた上で、事業内容・事業費を調整します。

### 3. 本実証事業の実施内容

実証事業者<sup>※1</sup>は、本実証事業の実施に伴い、以下の業務に取り組むこととします。  
各業務の詳細は、事業採択後に別途お知らせします。

※1: 本事業に採択されたコンソーシアム等

なお、本実証事業の進捗管理は、基本的に代表企業等が実施し、事務局(観光庁が別途指定する事務局を指す。以下同じ。)により進捗・執行管理補助を実施します。

#### (1) 事業計画書の作成

本実証事業を実施するにあたり、有識者等の意見を踏まえ、事務局と調整の上、事業計画書を作成していただきます。事業計画書にも、A)目指す姿 B)現状・課題 C)解決策 D) 事業ロードマップと本実証事業の位置付けの記載をしていただきます。事業計画書のフォーマットは、事業採択後に別途お知らせします。

#### (2) 実証実験の実施

地域等で実証実験を行い、以下の項目について留意し効果検証を行い、稼げる地域の実現につながる先進モデルを構築していただきます。

##### ○ 実施体制

- 多角的な視点による地域課題の抽出・解決策の提示、地域等での合意形成・体制構築、デジタル技術の有効的な活用、事業の自走化・マネタイズ、デジタル人材の育成等の本実証事業を確実に遂行できる体制とすること。

##### ○ 実証実験の円滑な運営

##### ○ 地域等への理解の促進

##### ○ 実証結果の分析・評価

- ①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高



度化、④観光デジタル人材の育成・活用を実現するために、適正なサンプル数の定量調査・定性調査を踏まえ、実証結果の分析・評価をすること。

### (3) 事業報告書の作成

実施した実証事業に関する報告書を作成していただきます。本報告書には、本実証事業の実施内容のほか、実証実験の結果や構築したサービス等の詳細、課題の抽出、他の地域への展開に向けた検討等を取りまとめることとします。なお、内容や分量に関しては事務局と協議の上で定めます。

## 4. 対象経費

### (1) 本実証事業において対象とする経費

本実証事業において対象とする経費については、以下のとおりとします。このうち、「1.応募条件」及び「2.募集対象事業」の要件を満たす本実証事業活動を実施するために必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。

I. 実証事業費	
①人件費	<p>事業計画書・報告書等の作成、サービス開発、実証実験、分析・評価、先進モデルの構築等に従事する者の人件費。</p> <p>なお、従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、本実証事業に従事する部分の人件費を計上してください(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること)。</p> <p>裁量労働制を適用している場合には、エフォート率<sup>※2</sup>による按分計上が可能です。</p> <p>※2:本実証事業に従事する者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち、当該事業の実施に必要となる時間の配分率(%)。</p>
②旅費	本実証事業を行うために必要な出張に係る経費。
③謝金	<p>本実証事業を行うために必要な謝金(例:会議等に出席した外部専門家等に対する謝金)。</p> <p>貴団体の謝金規定等に基づいて計上してください。ただし、国の支出基準を上回る場合は当該基準に基づき計上してください。</p>
④借料及び損料	本実証事業を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
⑤消耗品費	<p>本実証事業を行うために必要な消耗品(例:紙、封筒、ファイル、文具用品類)の購入に要する経費。</p> <p>ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限りです。</p>
⑥その他諸経費	本実証事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、①～⑤のいずれの区分にも属さない

	<p>もの。</p> <p>例：通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料等）  光熱水料（例：電気、水道、ガスの料金等）  損害保険料  振込等手数料  翻訳通訳、速記費用等  印刷費</p>
Ⅱ. 再委託費	<p>本事業に採択されたコンソーシアム参画企業等から、コンソーシアムに参画していない企業等へ本実証事業の一部業務を実施させる際に必要な経費。</p>
Ⅲ. 一般管理費	<p>本実証事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、Ⅰ.及びⅡ.の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。</p>

(2) 実証事業者以外への委託に関する事項

本実証事業の一部を実証事業者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁に可否を確認する必要があります。

また、主たる業務の多くの部分を実証事業者以外の者に委託することはできません。

(3) 本実証事業の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁及び事務局が精査し、事業完了後に実証事業者へ支出する精算払いとなります。ただし、金融機関との連携等による場合は概算払いを可とします。なお、金融機関に支払うべき手数料、利子等が発生した場合は、実証事業者が負担するものとします。

また、次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

【補足事項】

以下のような経費は対象としません。

- ① 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ② 本実証事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ⑤ 恒久的な施設の設置及び大規模な改修に係る費用、耐久消費財及び用地の取得等の本

実証事業の範囲に含まれない経費

- ⑥ 営利のみを目的とした活動に関する経費
- ⑦ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)及び出資金
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑩ 本事業の申請に要した費用
- ⑪ その他事業と無関係と思われる経費

#### 5. 本実証事業の実施期間

原則として、採択後1ヶ月以内に事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和7年1月31日までの期間を、経費計上の期間としますが、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁が認めた場合は、この限りではありません。

ただし、本実証事業終了後も、令和6年度末に開催を予定している成果報告会において本実証事業の成果を報告していただくことや、令和7年度以降においても、事業成果等の継続的な活用や、展開の進捗について継続して調査する予定です。

### Ⅲ. 実証事業者の選定

#### 1. 実証事業者の選定

##### (1) 選定方法

実証事業者の選定に当たっては、「(2) 選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、5月頃に実施予定の有識者等により構成される選定委員会において選定を行います。

##### (2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。

###### i. 形式審査

- 応募者が、「Ⅱ. 募集内容」の「1.応募条件」に掲げる要件を満たしていること。
- 応募内容が、「Ⅱ. 募集内容」の「2.募集対象事業」に掲げる要件を満たしていること。

###### ii. 内容審査

応募内容に対し、次の各項目について審査します。

#### <審査における必須項目>

① 事業内容の理解度	<p>【審査項目】: 目指すところ・課題を認識しているか。</p> <p>(ア) 事業目標(稼げる地域の実現につながる先進モデルを構築し、地域が目指す姿)</p> <p>(イ) 事業目的(観光地として、①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化、④観光デジタル人材の育成・活用)</p> <p>(ウ) 地域等の現状・課題に対する認識</p>
② 提案内容の的確性	<p>【審査項目】: 的確な計画が検討されているか。</p> <p>(ア) 解決策</p> <p>(イ) 事業ロードマップと本実証事業の位置付け(KGIとKPI)</p> <p>(ウ) 次年度以降の自走化に向けた計画</p>
③ 提案内容の独創性	<p>【審査項目】: 提案内容に独創性・新規性があるか。</p> <p>(ア) 構築するモデル・サービス等の独創性</p> <p>(イ) 稼げる地域の実現につながるモデルの新規性</p> <p>(ウ) 他の地域における取組と比較した際の優位性</p>
④ 事業遂行の確実性	<p>【審査項目】: 事業を確実に遂行する能力を有し、事業実施にあたり地域等や関係機関との調整及び連携体制が取れているか。</p> <p>(ア) 事業実施体制</p> <p>(イ) 観光地や地域の活性化の実績</p> <p>(ウ) 地域等との調整状況</p>

<各審査項目の詳細>

① 事業内容の理解度:

- (ア) 本実証事業の目標が、稼げる地域の実現につながる先進モデルを構築し、地域が目指す姿の実現に寄与する内容となっていること。
- (イ) 令和7年度以降を見据え、観光地として、①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化、④観光デジタル人材の育成・活用を目的としていること。
- (ウ) 本実証事業を実施する地域等の現状・課題・潜在能力を認識し、具体的なビジョン・目指す姿・戦略等を描いた上で、本実証事業の位置付け・目的を明確化していること。

② 提案内容の的確性:

- (ア) 地域が抱える課題に対する解決策とその効果が明確に示されていること。
- (イ) 中長期的な事業ロードマップと本実証事業の位置付け(KGI と KPI)が具体的に示されていること。
- (ウ) 本実証事業終了後も本実証事業の成果等の継続的な活用・展開が可能な提案内容であり、社会実装の確度が高いこと。

③ 提案内容の独創性:

- (ア) 本実証事業を実施する地域等の現状・課題・潜在能力を認識した上で、サービスやデジタル技術だけでなく、地域内での連携の強化や他地域との協業体制の構築など、デジタル・アナログ両面で競争の優位性を高めるための内容が提案されていること。
- (イ) その地域や業界において、新規性の高い稼げる地域の実現につながる内容・ビジネスモデルや観光地経営に資するデジタル技術の活用等が提案されていること。
- (ウ) 本実証事業の内容が、これまでに同一の地域で行われきた取組と比較して明確な追加要素があること。また、他の地域における取組と比較した際に提案内容における優位性があること。

④ 事業遂行の確実性:

- (ア) 目標達成及び計画遂行に必要な組織、人員等を有し、参画する各企業等の役割が適切に分担され明確化されていること。
- (イ) 本実証事業の成果を最大化するために必要な地域活性化や観光誘客等の事業実績を有していること。
- (ウ) 取組を進める上で必要となる地方公共団体、DMO 等との連携・調整等が取れている又は取れる見込みであること。

⑤審査における加点項目：

本実証事業の提案において次の観点が含まれている場合は、加点要素とします。

- (ア) 本実証事業と、DXに関する関連府省庁の事業や地域における事業との相乗効果が大きいこと。
- (イ) 本実証事業の成果が、広く横展開できる見通しがあり、社会変革をもたらすものであること。

(3) 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事務局から、選定者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等を公表します。

また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

## 2. 応募方法

### 【申請書類の提出方法】

電子メールにてご提出いただきます。

注：件名の冒頭に【申請書類提出】と付記してください。

### 【宛先】

hqt-dx@ki.mlit.go.jp

【提出内容】 次の各書式を作成してください。

- 事業概要説明書
- 様式1：応募申請書
- 様式2：企業等概要書
- 様式3：事業計画
- 様式4：事業審査表
- 様式5：必要経費の内訳

注：事業概要説明書は、観光庁等が公表することを前提とし作成してください。

### 【提出形式】

- 事業概要説明書 Microsoft PowerPoint 形式 1部
- 様式1～5を1つにまとめた Microsoft Word 形式 1部

注1：電子データは、ウイルスチェックを確実に実施した上で、提出書類全体で10MB以内に納めてください。（容量が10MBを超過する場合は観光庁まで問合せください。）

注2：事業概要説明書は「Microsoft PowerPoint」、様式1～5の作成は原則「Microsoft Word」で作成してください。また、事業概要説明書は必ず1枚で収まるように作成してください。

注3：各様式は日本産業規格A列4版(A4)、日本語で作成してください。

注4：参考資料の提出は可能ですが、様式1～5の記載内容をもって審査いたしますので、必要な事項については様式内に必ず記載ください。（記載が必要な事項について、別紙参照などしないこと。）

### 【応募する際の留意点】

申請書類受領連絡は、受領確認後、観光庁よりメールを送付いたしますので、電話での問い合わせは控えていただくようお願いします。

hqt-dx@ki.mlit.go.jp から2営業日以内にメールでの連絡がない場合は、件名の冒頭に【提出確認】と付記したメールにて、問合せください。

### 【応募期限】

令和6年3月26日(火) 17:00まで

## 公募手続に関する質問

### 【質問受付期間】

令和6年2月9日(金)～令和6年2月26日(月)17:00まで

### 【質問方法】

本公募に関する質問は電子メールによりお問合わせください。

注: 件名の冒頭に【問合せ】と付記してください。

### 【宛先】

hqt-dx@ki.mlit.go.jp



#### IV. 留意点

##### 1. 申請内容等について

- (1) 本実証事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 本実証事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 本実証事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該事業の内容を変更する場合又は当該事業を中止しようとする場合は、事前に観光庁の承認を得なければならないこととします。ただし、観光庁又は事務局からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- (4) 応募内容についてヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。
- (5) 申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (6) 申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等の場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の全額又は一部が支払われないことがあります。
- (7) 選定過程及び選定後において、必要に応じて有識者による意見を踏まえ、実際の実証事業の内容を申請内容（提案内容）から変更することがあり、申請内容等のおりに実証を行うとは限りません。

##### 2. 事業期間中について

- (1) 実証事業者は、観光庁及び事務局から、実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、観光庁、事務局及び有識者から、事業内容や必要経費等についてコーチング（改善指導等）を実施することがあり、これに伴って事業内容等を大きく変更していただく場合があります。

##### 3. 事業完了後について

- (1) 実証事業者は、事業完了後1週間以内に、次の書類を提出していただきます。  
（書類の様式は、実証事業者に対し別途指定します。）
  - 完了報告書（本実証事業にて構築したサービスやシステムの仕様や構成が分かる説明書を含む）
  - 精算報告書
  - 経費内訳報告書
  - 事業実施報告書
  - 業務従事日誌（人件費を計上する者に限る。）
  - 労働時間明細書（人件費を計上する者に限る。）
  - 人件費単価表及び計算書（人件費を計上する者に限る。）

- (2) 実証事業者は、観光庁において実施予定の中間報告会・成果報告会において、進捗状況、取組内容、成果等を報告していただく場合があります。
- (3) 事業完了後には、①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化、④観光デジタル人材の育成・活用に向けた取組の参考となるよう、国等により事業内容や成果を公表し、実証事業者においても事業成果の情報発信を求める予定です。なお、「3.(1)」において提出した報告書を国において公開することがあります。
- (4) 本事業終了後においても、観光庁が必要と判断した場合、本事業に係る報告を求めることや、関係者への事情聴取及び事業成果の発表を求める場合があります。

#### 4. 事業経費・精算について

- (1) 応募申請時においては明確な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」における報告書の内容によっては、全部又は一部の経費を国が支払わない場合があります。
- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、観光庁が事業を採択した後、事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和7年1月31日までの期間とします(ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると観光庁が判断した場合は、この限りではありません。)。このため、応募に要する経費等は、事業の採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- (3) 本事業は、観光庁における調査事業の一環として行うものであることに鑑み、事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (4) 既に提供されているサービスやコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、既に提供されているサービスやコンテンツそのものの実施費用は、経費の対象外とします。
- (5) 実証事業者は、本実証事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払領収書等)を整理し、事業完了後1年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- (6) 実証事業者(コンソーシアムにおいてはその代表企業等)は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や本実証事業を遂行する等の義務が生じます。
- (7) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出いただき、対象経費であるかを観光庁及び事務局が精査し、額が確定したのち、精算払いとなります。

#### 5. メディア等からの問合せ等について

- (1) メディア等から本実証事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に事務局に報告するとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず事務局にその内容を報告してください。また、その報告の内容について事業実施報告書への記載を求める場合があります。

#### 6. その他

- (1) 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うもので

す。

- (2) PR 映像撮影、報道機関への発信、イベント、広報活動等の協力を依頼する場合があります。
- (3) 提出書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。)において、開示対象となる場合があります。
- (4) 本実証事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりとします。

- ① 成果物に関する著作権<sup>※3</sup>、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。
- ② 成果物に含まれる実証事業者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、実証事業者(コンソーシアムにおいてはその代表企業等)が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- ④ 実証事業者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※3:著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

- (5) 本実証事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従うほか、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。

- ① 提供を受けた情報及び本実証事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業完了後についても、その秘密を保持し、本実証事業以外に使用しない。
- ② 提供を受けた情報及び本実証事業実施において知り得た情報のうち、機密性2(情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報)以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁と事務局で協議の上、令和7年3月31日以降速やかに全て消去する。

- (6) 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律 66 号)に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、技術開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。